



利用者↔県社協

- ①利用者より仮予約の連絡。(電話または来所)
*利用日の4ヶ月前(会長が認めた、心身の障害等により移動が困難な団体は6ヶ月前)～概ね2ヶ月前まで
- ②県社協より空き状況回答(口答)。*空いていれば仮予約
- ③利用者より「予約申込書(様式1)」提出。(仮予約をした日から7日以内(土日祝日及び年末年始を除く)に郵送またはFAXにて)
- ④県社協より予約可否について、FAXまたは電話にて連絡。
- ⑤利用者より「利用申請書」(様式2)、「利用承認・不承認通知書」(様式3)(様式2、3の中身は関連しているため利用者にて記入)、「行先及び経路明細」(様式4)を提出。(郵送にて、利用日の1ヶ月前までに)「乗車名簿」(様式5)は後日でも可能。(利用日の10日前までに提出)
- ⑥県社協より、審査後、「利用承認・不承認通知書」(様式3)を郵送。
*その他、随時、事務手続きの相談、書類の確認等。
*申請後、利用承認前までに運行計画の変更、キャンセルがある場合、利用者は県社協へ直ちに連絡を行う。
*利用承認後、原則、経路を変更することはできない。但し、当日、帰着予定時間(16時)までにバスが車庫へ戻れないことがわかった場合には、変更することも認める。
当日の経路変更に伴い、有料道路通行料等が発生した場合は、料金は利用者負担とする。

県社協↔バス業者

- A 県社協より翌々月分の「利用一覧」を提供。(概ね25日締め、その後は随時)
- B 利用者から提出された「利用申請書」(様式2)の写しを県社協より提供し、行程等の調整を行う。(利用日の3週間前までに)
- C 双方で随時、不明点等、内容を確認。
- D 利用後、バス業者より、燃料代(移動困難団体分(県社協負担))を県社協へ請求。
- D' 利用後、バス業者より、燃料代(一般団体分(利用者負担))を利用者へ請求。
また、高速道路等の有料道路を利用し、振込による支払いを選択した利用者には、その費用を請求する。

利用者↔バス業者

- (1)(2) 県社協に利用申請後、必要に応じ、利用者よりバス業者へ運行について相談。(行程、時間配分、集合場所、駐車場所等)
*旅行業に関わる部分等、一定の内容を超えると、有料となる場合がある。

(福祉バス「愛の募金号」利用にあたってのお願い)

令和2年度より、福祉バスの運行について、バス業者への委託を行うことになりました。利用方法等が、これまでと変更になる部分もありますので、ご注意ください。

1. はじめに

- * 「福祉バス「愛の募金号」運行要領」の内容をご確認ください。
- * 感染症等による影響が心配される場合、運行予約をお受けできない場合もあります。
- * 経路や行程等の計画は、時間に余裕をもった内容で作成してください。災害やバスの故障、雨天時のリフト利用困難な場合等を含め、バスは運行不能となる場合もありますので、中止の想定や代替案のご検討も予め行っていただきますようお願いいたします。
- * 「行き先及び経路明細」(様式4)には、担当者の緊急連絡先(携帯電話)を必ずご記入ください。
- * 1回の運行にあたり、本会からバス業者への運行費用が発生するため、申込状況により、年間の県委託費の限度額に達する場合には、年度途中でも予約をお受けできなくなる可能性があります。日程が空いていても、年間のスケジュールで予約の調整をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

2. 各種提出書類

- * 仮予約から7日以内(土日祝日及び年末年始を除く)に「予約申込書(様式1)」を提出してください。
(郵送またはFAXにて)
- * 利用日の1ヶ月前までに「利用申請書」(様式2)、「利用承認・不承認通知書」(様式3)、「行先及び経路明細」(様式4)を提出してください。(郵送にて)
 - ※利用日の1ヶ月前までの提出は厳守をお願いします。本会よりバス業者へ写しを提供するため、提出が遅くなると、運行できない場合があります。
 - ※様式3の「利用承認・不承認通知書」にも利用団体名等を記載の上、ご提出ください。承認後、返送いたします。
- * 「乗車名簿」(様式5)の提出は後日でも可能ですが、利用日の10日前までにはご提出ください。
- * 申込内容の変更や中止(取消)は、証拠を残すため、文書(郵送またはFAX)でお知らせください。

3. 使用料等

- (1) バス使用料は無料
- (2) 利用者負担(実費負担)となるもの
 - ① 高速道路等の有料道路通行料
 - * 現金、ETCカードをご用意ください。但し、後日、バス会社からの請求による支払いとすることも可能です。
 - ② 駐車場代、その他利用者が必要な経費
 - ③ 燃料費(会長が認めた、心身の障害等により移動が困難な団体は支払い免除)
 - * 後日、バス業者より請求しますので、直接お振込ください。(振込手数料は利用者負担)
 - ④ 乗務員の宿泊費

4. 保険の加入

- (1) 各団体等による旅行保険の加入
 - 原則、「国内旅行傷害保険」等に直接、ご加入ください。(旅行会社、保険会社などで加入)
- (2) 県社協の事故補償
 - 福祉バス乗車中のみの損害賠償となります。

5. 運行時間等

- (1) 運行時間(午前9時~午後4時まで ※バスが出庫してから入庫するまでの時間)
 - * 令和2年3月31日までに承認された計画については、当初の計画通りの運行となります。
- (2) 配車時間(基本は出発の15分~30分前までに、バスが乗車場所へ到着する予定)
 - * 車いすを利用される方がいる場合やリフトの利用がある場合等は、乗車に時間がかかりますので、予め申請書にご記入ください。

6. 本会及び乗務員に対する、昼食、金品のお礼等は堅くお断りいたします。

7. 乗務員の宿泊については、ホテル・旅館・民宿以外や相部屋の場合、別宿・別室を取らせていただきます。

8. 福祉バスのトランクには、車いすを約10台収納できるスペースがあります。【電動車いす不可】
装備として、クーラーボックス、カラオケ、テレビ、DVDがあります。操作は、各団体等で行ってください。

9. その他

- * 福祉バスの1日の走行距離は、原則として300キロメートル以内とし、運行の範囲は、原則として県内及び近県とします。また、1回の利用日数は2日以内とします。
- * 利用施設や食事場所の予約については、必ず事前におこなってください。
- * 積雪の多い方面の計画はご遠慮ください。路上での乗り降りにはできません。
- * 雨天の場合、故障の可能性があるため、リフトは利用できません。
雨天時の発着場所は、屋根のある所を予定してください。リフトを使わない場合でも、足が不自由な方等がいる場合、乗降補助者の人手の確保等をしていただきますようお願いいたします。
- * 車内は禁煙です。
- * ご乗車の際は、シートベルトの着用をお願いいたします。
- * 運行中は運転士の指示に従い、安全運転にご協力ください。
- * 次に使う方が気持ちよく利用できるよう、利用終了後は、車内のゴミの持ち帰りと忘れ物の点検をしてください。
- * 災害等やむを得ない事情が生じた場合は、本会会長又は委託元である群馬県の判断により運行を中止することがあります。なお、利用承認通知書を交付後、やむを得ない事情で運行が中止となり、その結果、損害等が生じても、一切責任は負いませんので、予めご了承ください。
- * 福祉バスは、公益財団法人上毛新聞厚生福祉事業団が、県民から寄せられた善意の浄財『愛の募金』で購入し、県内の福祉関係者並びに障がい者・高齢者の社会参加の促進及び福祉の推進に資するために、県へ寄贈したものを、本会が県から委託を受けて運行管理しております。

別紙

NO	内容	対応	方法
1	運行内容の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・行先の方面、基本内容、行程の時間等は、利用者にて作成いただきますが、ご相談は可能です。(県社協、バス業者) 	<p>(県社協) 事務的補助、最近の運行の例示等は可能です。 但し、行先の方面等、道路事情や時間配分等は専門的になるため、バス業者にて対応します。 まず、県社協で調整できる部分に対応し、その後、場合によっては利用者からバス業者へ直接ご相談をしていただきます。</p> <p>(バス業者) 配車時間、駐車場探し、行程の時間配分等のご相談をお受けします。</p>
2	運行日程(コース)の作成・予約	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にて自由に作成いただきます。県社協では、一定の内容を超えると、旅行業に関わる部分になる為、お手伝いできません。<u>運行日程(コース)の作成や予約は、バス業者へご相談ください。</u> ・利用者が運行日程(コース)を作成することが難しい場合、一度、県社協にご連絡の上、バス業者にご相談ください。 ＜バス業者へ相談する際、伝えるとよい情報＞： <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体の概要 ・利用客の年齢層、男女比 ・車イス利用者の有無 等 	<p>(県社協) 内容により、<u>専門的な対応が必要な場合は、バス業者におつなぎします。</u></p> <p>(バス業者) 必要に応じ、ご相談をお受けします。 <u>※対応内容によっては、別途有料になる場合もあります。</u></p>
3	各種支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・運行の途中で利用者負担があるものは、直接、利用者にてお支払いください。 ・燃料費負担の必要な利用団体について、燃料費は、後日、振込によりお支払いください。 ・高速道路等の「有料道路通行料」については、「後日、バス業者からの請求に対する支払い」又は「当日、利用団体にて支払い」のいずれかを選び、申請時に申請書へ記載してください。 ・バス業者が代行し、当日は、一切お金を扱わないことも可能です。 ※別途有料部分あり。詳細はバス業者にご確認ください。 	<p>(県社協) 移動困難な団体(燃料費負担不要)の燃料費を、県社協にて負担します。</p> <p>(バス業者) <u>燃料費負担の必要な利用団体に対しては、後日、バス業者より燃料費の請求書を送付します。</u> <u>また、高速道路等の有料道路を利用し、振込による支払いを選択した利用団体には、その費用の請求書を送付します。</u></p>
4	各種連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・右記までご連絡ください。 	<p>(県社協) 総務企画課 T E L 027-255-6033 F A X 027-255-6173 (平日 8:30~17:15)</p> <p>(バス業者) 株式会社ボルテック スアーク T E L 027-381-1919 F A X 027-381-1914 (月~土 9:30~18:00)</p>